

木曽川水系流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「木曽川水系流域委員会」（以下「流域委員会」という）と称する。

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、木曽川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

2. 流域委員会は点検の結果、整備計画の変更が必要となった場合には、整備計画の変更原案に関して河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
3. 流域委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

(組織等)

第3条 流域委員会の委員は局長が委嘱し別紙の通りとする。

2. 委員の任期は委嘱日より3年間とし再任は妨げない。
3. 委員に欠員が生じた場合には必要に応じて委員の補充を行うものとする。
4. 必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。なお、臨時委員の任期は委員の任期に準ずることとする。

(情報公開)

第4条 流域委員会の会議、会議資料及び議事要旨については特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き原則として公開する。

(会議)

第5条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙のとおりとする。

2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは副委員長が代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。
5. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 流域委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所、木曽川水系ダム統合管理事務所及び新丸山ダム工事事務所が行う。

2. 流域委員会で事業評価について審議を行う場合には、事務局に国土交通省中部地方整備局河川部を加えることとする。
3. 事務局は、必要に応じて委員の了解を得た上で、臨時に関係機関等を事務局に加えることができる。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 6 月 26 日一部改正

この規約は、令和 2 年 12 月 3 日一部改正

この規約は、令和 3 年 6 月 25 日一部改正

この規約は、令和 5 年 2 月 17 日一部改正

この規約は、令和 6 年 3 月 1 日一部改正

木曽川水系流域委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属	専 門
委員長	つじ もと てつ ろう 辻 本 哲 郎	名古屋大学名誉教授	河 川
副委員長	まつ お なお き 松 尾 直 規	中部大学名誉教授	環境水理
委 員	おお の えい じ 大 野 栄 治	名城大学副学長・教授	事業評価
	き むら たえ こ 木 村 妙 子	三重大学教授	底生生物
	さい じょう よし みち 西 條 好 迪	(一財)自然学総合研究所理事・顧問	植 生
	たか ぎ あき よし 高 木 朗 義	岐阜大学教授	防 災
	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	(株)中日新聞社論説委員	メディア
	ね もと けい じ 根 本 恵 司	(一社)中部経済連合会常務理事	経 済
	ふじ た ゆういちろう 藤 田 裕一郎	岐阜大学名誉教授	河 川
	ふ わ く に お 不 破 九二生	NPO法人木曽三川環境保全機構 理事長	環 境
	みぞ た だい すけ 溝 田 大 助	(公財)愛知・豊川用水振興協会 理事・技術顧問	農 水
	もり せい いち 森 誠 一	岐阜協立大学教授	魚 類

(敬称略 五十音順)